豊島区社会福祉法人指導監査実施結果(令和2年度~令和4年度)

1. 指導監査の目的

社会福祉法人に対する指導監査は、法人の自主性及び自立性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的としています。

2. 指導監査の類型

社会福祉法人に対する指導監査には、一般監査と特別監査があり、一般監査は実施計画を策定した上で一定の周期(原則3年に1回)で実施され、特別監査は運営等に重大な問題を有する法人を対象として随時実施されます。

3. 一般指導監査の流れ

指導監査実施通知の送付・事前確認資料の提出依頼



事前確認資料の提出 (法人→所轄庁)



指導監査の実施及び講評(指導監査ガイドラインに基づく指摘)



指導監査結果通知書の送付(概ね1か月後 所轄庁→法人)



改善報告書の提出(法人→所轄庁) ※文書指摘があった場合



結果の公表

4. 監査項目(一般監査)

	運営管理		会計経理
I	法人運営	I	資金管理
	 定款 内部管理体制 評議員・評議員会 (1)評議員の選任 (2)評議員会の招集・運営 4 理事 (1)定数 (2)選任及び解任 		 基本財産 基本財産以外の財産 株式保有 不動産の借用
	(3) 適格性	П	会計管理
	(4) 理事長 5 監事 (1) 定数 (2) 選任及び解任 (3) 職務・義務 6 理事会 (1) 審議状況 (2) 記録 7会計監査人 8 評議員,理事,監事,会計監査人の報酬 (1) 報酬	Ш	 規程・体制 会計処理 会計帳簿 付属明細書 債権債務の状況 その他 1 契約等
	(2)報酬等支給基準		
	(3) 報酬の支給		
I	事業		
	1 事業一般 2 社会福祉事業 3 公益事業 4 収益事業		
Ш	管理		
	 人事管理 その他 (1)特別の利益供与の禁止 (2)社会福祉充実計画 (3)情報の公表 (4)その他 		

5. 指導監査結果の区分

区分	内 容
文書指摘 関係法令又は関係通知等に違反する場合	
口頭指摘	違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合
助言	法令・通知違反は認められないが、法人運営の向上を図る観点から適当と認める場合

6. 指導監査実施法人(区内対象法人は7法人)

<一般監査>

	○社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会(12月2日実施)
令和2年度(1法人)	※新型コロナウイルス感染症の流行に伴う緊急事態宣言等の 発令により、1法人は延期とする。
令和3年度(4法人)	 ○社会福祉法人愛の家(11月17日実施) ○社会福祉法人地球郷(12月1日実施) ○社会福祉法人みのり愛の会(1月26日・書面にて実施) ○社会福祉法人千早子どもの家(3月9日・書面にて実施) ※令和2年度に延期した1法人を加え、4法人の監査を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、2法人は書面にて実施した。
令和4年度(2法人)	○社会福法人豊島区社会福祉事業団(10月 25日実施) ○社会福祉法人若草保育園(1月 24日実施)

<特別監査>

令和2年度から令和4年度は該当法人無し。

7. 指導監査結果

令和2年度	●文書指摘 1法人 2件 (改善確認済) ・理事会において欠席が継続している理事がいるので、是正ること。 ・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において、規定でき事項が規定されていないので、是正すること。	
	●口頭指摘 1法人 3件	
	●助言 1 法人 8 件	

	●文書指摘 4法人 8件 (改善確認済)
	・業務執行理事の設置が定款に定める手続きにより行われてい
	ないので、是正すること。
	・寄附金の受入手続きが適正に行われていないので、是正する
	こと。
	・積立ての目的を示す名称を付していないので、是正すること。
	・理事及び監事の報酬等の総額が評議員会の決議により定めら
令和3年度	れていないので、是正すること。(2件)
	・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準について、規定す
	べき事項が規定されていないので、是正すること。(2件)
	・評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められて
	いないので、是正すること。
	●口頭指摘 4 法人 26 件
	●口頭相間 4 本人 20 件
	●助言 4 法人 47 件
△和 / 任由	
令和 4 年度	●助言 4法人 47件
令和4年度	●助言 4 法人 47 件 ●文書指摘 2 法人 3 件 (改善確認済)
令和 4 年度	●助言 4法人 47件 ●文書指摘 2法人 3件 (改善確認済) ・理事・監事選任に係る評議員会の議案について、理事会で決
令和 4 年度	●助言 4法人 47件 ●文書指摘 2法人 3件 (改善確認済) ・理事・監事選任に係る評議員会の議案について、理事会で決議が行われていないので、是正すること。また、監事の選任
令和 4 年度	●助言 4法人 47件 ●文書指摘 2法人 3件 (改善確認済) ・理事・監事選任に係る評議員会の議案について、理事会で決議が行われていないので、是正すること。また、監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得
令和 4 年度	●助言 4法人 47件 ●文書指摘 2法人 3件 (改善確認済) ・理事・監事選任に係る評議員会の議案について、理事会で決議が行われていないので、是正すること。また、監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること。
令和4年度	●助言 4法人 47件 ●文書指摘 2法人 3件 (改善確認済) ・理事・監事選任に係る評議員会の議案について、理事会で決議が行われていないので、是正すること。また、監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること。 ・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準について、規定す
令和4年度	●助言 4法人 47件 ●文書指摘 2法人 3件 (改善確認済) ・理事・監事選任に係る評議員会の議案について、理事会で決議が行われていないので、是正すること。また、監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること。 ・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準について、規定すべき事項が規定されていないとともに、評議員会未承認なの
令和 4 年度	●助言 4法人 47件 ●文書指摘 2法人 3件 (改善確認済) ・理事・監事選任に係る評議員会の議案について、理事会で決議が行われていないので、是正すること。また、監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること。 ・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準について、規定すべき事項が規定されていないとともに、評議員会未承認なので、是正すること。(2件)